

仙台市農業委員会第 47 回総会議事録

I. 開催日時 令和 4 年 3 月 28 日（月曜日）午後 1 時 25 分から午後 2 時 28 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (17 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	11 番 郷古 雅春
	12 番 齋藤 清太	13 番 佐藤 千治	14 番 佐藤 とみ
	15 番 庄司 俊充		17 番 高橋 勝彦
		19 番 柴田 市郎	

IV. 欠席委員 (2 人) 16 番 鈴木 通 18 番 松原 菊男

V. 議事日程

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事録署名委員の指名

4. 議案

第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第 4 号議案 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定等促進事業）

第 5 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 1）

第 6 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 2）

5. 協議

(1) 令和 4 年度業務計画（案）について

(2) 農地改良工事に関する取扱い要領の改正（案）について

(3) 新型コロナウイルス感染症の状況に伴う農業委員会業務の対応方針（案）

6. 報告

(1) 農地改良工事（現状変更）届出

(2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出

(3) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出

(4) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出

(5) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知

(6) 遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地判断について

(7) 売渡あっせん希望農地一覧表

(8) 令和 3 年度農地利用意向調査結果について

(9) 事務局職員の任免（異動）について

7. その他

(1) 会長報告

(2) 事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	加藤 隆	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主査	伊藤 秀宣
農地係主任	菊地 一郎	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

VII. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後 1 時 25 分)
司会：主幹兼 振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第 47 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：主幹兼 振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、16 番鈴木通委員と 18 番松原菊男委員から欠席の届けがありました。19 人中 17 人出席ですので、会議は成立しております。続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。 (異議なし)	
議 長	それでは、4 番大泉権吾委員、5 番大里重市委員を指名いたします。	
議 長	議案に入ります。	(午後 1 時 28 分)
	第 1 号議案から第 3 号議案まで、調査委員会を、第二調査委員会が担当し、3 月 18 日に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行いますので、調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略しますが、調査の概要を説明していただきます。 第 1 号議案農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。赤間敬第二調査委員会委員長から説明願います。	

併せて番号8番については、聞き取り調査を実施しておりますので、調査委員会の結果についても委員長から報告願います。

赤間敬第二調査委員会委員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会委員長赤間敬報告）

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を3月18日に実施いたしました。調査は、5番大里重市委員、10番熊谷幸夫委員、11番郷古雅春委員と私（3番赤間敬委員）の4名で行いました。今回の申請は、贈与による規模拡大が1件、贈与による農業承継が1件、売買による規模拡大が4件、賃貸借による規模拡大が3件、賃貸借による新規就農が1件の合計10件です。番号1番と2番の報告は10番熊谷幸夫委員、番号3番と4番の報告は11番郷古雅春委員、番号5番から7番までの報告は私（3番赤間敬委員）から、番号8番から10番までの報告は5番大里重市委員です。

（10番熊谷幸夫委員報告）

番号1番は、賃貸借により規模拡大を図るものです。譲受人は農事組合法人で、農地所有適格法人の要件を満たしております。現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、構成員兼役員である3人で1,270aの農地を耕作しています。3月15日に早坂今朝美農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、贈与により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、1人で139aの農地を耕作しています。3月14日に庄子亮一農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（11番郷古雅春委員報告）

番号3番は、売買により規模拡大を図るものです。申請地は、令和4年2月7日に開催したあっせん会によりあっせんが成立したものです。譲受人は現在、耕うん機1台を所有し、家族3人で8aの農地を耕作しているほか、譲受人が構成員兼役員となっている農事組合法人で6,671aの農地を耕作しております。（農業法人の役員であり、あっせんの面積要件を満たしているもの）田植・稲

刈については、同法人に作業委託をしております。3月12日に安達良和農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、売買により規模拡大を図るものです。(申請地は、土地改良事業による換地処分により9筆で1枚の田となっており、うち8筆の譲受人として許可を得ている者が取得するものです。)譲受人は現在、トラクター1台、田植機2台、収穫機1台を所有し、家族3人で594aの農地を耕作しております。3月15日に柴崎勝央農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(3番赤間敬委員報告)

番号5番と6番は、関連がありますので一括して報告します。賃貸借により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機2台を所有し、1人で56aの農地を耕作しています。(令和2年12月新規就農)3月15日に佐藤成悦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号7番は、贈与により農業承継を図るものです。申請地は、相続により14人の共有となっており、相続前の世帯の後継者に、その持分を贈与することにより農業承継をはかるものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、田植・稲刈は作業委託により、家族3人で95aの農地を耕作しています。3月15日に佐藤成悦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

赤間敬第二調査委員会委員長

番号8番は、新規就農であることから聞き取り調査を実施しましたので、調査の結果を5番大里重市委員から報告します。

大里重市委員

番号8番は、賃貸借により新規就農を図るものです。新規就農であることから

(5 番)

聞き取り調査を全員で実施しました。譲受人は、農地を荒らさないように事実上の耕作を行ってきていましたが、この度正式に許可を受けて農業をするものです。トラクター 1 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、1 人で 47 a の田にひとめぼれとササニシキを、5 a の畑に大根・白菜・ネギ・ジャガイモを栽培する計画です。遊休農地を解消することに意欲的であることを確認しました。3 月 14 日に若生宏明農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(5 番大里重市委員報告)

番号 9 番と 10 番は、関連がありますので一括して報告します。売買により、規模拡大を図るものです。譲受人は、農地所有適格法人として、令和 2 年 12 月に農地法第 3 条許可を受け、現在トラクター 2 台、耕うん機 2 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、役員 5 人で 127 a の農地を耕作しています。引き続き農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認しております。3 月 14 日に若生宏明農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第 1 号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第 1 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。

よって第 1 号議案農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後 1 時 34 分)

議 長

第 2 号議案農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

赤間敬第二調査委員会委員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会委員長赤間敬報告）

第2号議案の調査結果について報告します。調査委員会を3月18日に実施いたしました。調査は、12番齋藤清太委員、14番佐藤とみ委員、16番鈴木通委員、17番高橋勝彦委員の4名で行いました。今回の申請は、貸資材置場に転用するものが1件、小学校跡施設利活用事業用地に転用するものが1件の合計2件です。調査の結果報告は、12番齋藤清太委員です。

（12番齋藤清太委員報告）

番号1番は、貸資材置場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、田1,545㎡を貸資材置場として転用し、資材置場に900㎡、通路等に645㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は費用がかからないことを確認しております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、平成27年3月に小学校が廃校になったことに伴い、小学校跡施設利活用事業用地に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑168㎡を含む事業面積13,676㎡を利用する計画です。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。
第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時36分)

議 長

第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

赤間敬第二調査委員会委員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会委員長赤間敬報告）

第3号議案の調査結果について報告します。調査委員会を3月18日に実施いたしました。調査は、12番齋藤清太委員、14番佐藤とみ委員、16番鈴木通委員、17番高橋勝彦委員の4名で行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが1件、太陽光発電パネル設置に転用するものが1件、畜産用施設に転用するものが1件、資材置場に一時転用するものが4件の合計7件です。番号1番と2番の報告は14番佐藤とみ委員、番号3番から6番までの報告は16番鈴木通委員、番号7番の報告は17番高橋勝彦委員です。

（14番佐藤とみ委員報告）

番号1番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。申請は建設業者が、畑1,464㎡を転用し、資材置場に415㎡、駐車場（トラック4台）に112㎡、通路等に937㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、転用許可を得ずに土地利用を行ったことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判

断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。申請は太陽光発電事業者が、畑2,592㎡を転用し、太陽光発電パネル252枚（発電出力49.5kW）に545.5㎡、通路等に2,046.5㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（16番鈴木通委員報告）

番号3番は、畜産用施設に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。申請は獣医業を営む事業者が、田1,904㎡を転用し、家畜人工授精作業所（1棟）に279.9㎡、駐車場（普通車32台・トラック2台）に530㎡、通路等に1,094.1㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。開発許可について、農畜産関係の施設であることから許可不要であることを確認しております。仙台市泉土地改良区から差支えない旨の意見書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号4番から6番は関連がありますので一括して報告します。資材置場に一時転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は建設業者が、畑3筆2,177㎡を転用し、資材置場に1,045㎡、通路・作業スペース等に1,132㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。一時転用の期間は、令和4年10月31日までです。農地復元計画書も提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(17 番高橋勝彦委員報告)

番号7番は、資材置場に一時転用するもので、賃貸借権の設定によるものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、1区画地が3,000㎡以上の農地ですが、標準的な農地を超える生産をあげることができないことから、第1種農地と判断しました。申請は管工事業者が、畑4,186㎡のうち990㎡を転用し、仙台市発注工事の資材置場に600㎡、駐車場(普通車5台)に75㎡、通路等に315㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。一時転用の期間は、令和5年4月10日までです。農地復元計画書も提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時40分)

議 長

第4号議案農用地利用集積計画の決定について(利用権設定等促進事業)を、上程いたします。

それでは、事務局から説明願います。

事務局

第4号議案農用地利用集積計画の決定について(利用権設定等促進事業)は、令和4年3月31日仙台市公告予定で、令和4年4月1日設定です。総数で29件、146,363㎡です。内訳は、新規が6件、更新が23件です。農業委員会の契約によるもので、各地区で2月に利用調整会議で調整したものです。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化法第18条第3項の各号を満たしているものです。

議 長	<p>この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので採決します。</p> <p>第4号議案について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第4号議案農用地利用集積計画の決定について(利用権設定等促進事業)は、原案のとおりと決定します。</p> <p>(午後1時41分)</p>
議 長	<p>第5号議案農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式1)、を上程します。</p> <p>第5号議案については、赤間敬委員と佐藤千治委員と私(佐々木均会長)関連の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。</p> <p>今回は、最初に事務局から内容を説明願います。</p>
事務局	<p>第5号議案農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式1)は、令和4年3月31日仙台市公告予定分です。一括方式は、集積計画と配分計画を併せて一括設定するものです。総数で176件、840,353㎡です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化法第18条第3項の各号を満たしているものです。</p>
議 長	<p>それでは、176件のうち、議事参与の制限に係る案件8件から審議します。最初に、番号34番を審議することにします。私の関連案件でありますので、議長を嶺岸若夫会長職務代理者に交替して進めます。</p> <p>それでは、私は退席します。</p> <p>(佐々木均会長退席) (議長交替する) (午後1時42分)</p>
議 長 (嶺岸若夫会長 職務代理者)	<p>議長が退席しましたので、私が議長となって進めます。</p> <p>第5号議案の番号34番について、ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので採決します。</p>

<p>(嶺岸若夫会長 職務代理者)</p>	<p>番号 34 番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (嶺岸若夫会長 職務代理者)</p>	<p>全員挙手と認めます。よって、第 5 号議案農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業・一括方式 1) 番号 34 については、原案のとおり決定します。第 5 号議案の番号 34 番が終了しましたので、佐々木均会長は入室してください。</p>
	<p>(佐々木均会長入室) (午後 1 時 45 分)</p>
<p>議 長 (嶺岸若夫会長 職務代理者)</p>	<p>第 5 号議案の番号 34 番が終了しましたので、議長を交替します。</p>
	<p>(議長交替する) (午後 1 時 45 分)</p>
<p>議 長 (佐々木会長)</p>	<p>それでは、引き続き審議を再開します。同じく議事参与の制限に係る案件 3 件(番号 6、8、175 番)を審議することとします。3 番赤間敬委員関連の案件でありますので、赤間敬委員は退席していただきます。</p>
	<p>(赤間敬委員退席)</p>
<p>議 長</p>	<p>赤間敬委員の 3 件の案件について、質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(異議、意見等なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、質問等がありませんので採決します。 3 件(番号 6、8、175 番)について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手と認めます。よって、第 5 号議案農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業・一括方式 1) 3 件(番号 6、8、175 番)については、原案のとおり決定します。第 5 号議案の 3 件(番号 6、8、175 番)が終了しましたので、赤間敬委員は入室してください。</p>
	<p>(赤間敬委員入室) (午後 1 時 47 分)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、同じく議事参与の制限に係る案件 4 件(番号 11、137、143、162 番)を</p>

審議することにします。13 番佐藤千治委員の案件でありますので、佐藤千治委員は退席していただきます。

(佐藤千治委員退席)

議 長

佐藤千治委員の 4 件の案件について、質問・ご意見はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので採決します。

4 件（番号 11、137、143、162 番）について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 5 号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業・一括方式 1）の 4 件（番号 11、137、143、162 番）については、原案のとおり決定します。第 5 号議案の 4 件（番号 11、137、143、162 番）が終了しましたので、佐藤千治委員は入室してください。

(佐藤千治委員入室)

(午後 1 時 50 分)

議 長

それでは、議事参与の制限以外の残り 168 件（番号 6、8、11、34、137、143、162、175 番の 8 件を除く）について審議することにします。ご質問・ご意見はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので採決します。168 件について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 5 号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業・一括方式 1）の 168 件（番号 6、8、11、34、137、143、162、175 番の 8 件を除く）は、原案のとおり決定します。

(午後 1 時 51 分)

議 長

第 6 号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 2）、を上程します。

それでは、事務局から説明願います。

事務局	<p>第6号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式2）は、令和4年4月14日仙台市公告予定分です。総数で2件、23,979㎡です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化法第18条第3項の各号を満たしているものです。</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議、意見等なし）</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので採決します。</p> <p>第6号議案について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第6号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式2）は、原案のとおり決定します。</p> <p style="text-align: right;">（午後1時53分）</p>
議 長	<p>続いて、協議に入ります。</p> <p>(1)「令和4年度業務計画（案）」について事務局から説明願います。</p>
事務局振興係	<p>— 説明 —(1)「令和4年度業務計画（案）」について</p>
議 長	<p>ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議、意見等なし）</p>
議 長	<p>質問がないようですので、(1)「令和4年度業務計画（案）」については、承認といたします。続いて、(2)「農地改良工事に関する取扱い要領の改正（案）」について事務局から説明願います。</p>
事務局農地係	<p>— 説明 —(2)「農地改良工事に関する取扱い要領の改正（案）」について</p>
議 長	<p>ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議、意見等なし）</p>
議 長	<p>では、ご質問・ご意見がある方は4月28日までに別添回答様式で提出をお願いします。</p> <p>続いて、(3)「新型コロナウイルス感染症の状況に伴う農業委員会業務の対応</p>

方針（案）」について、事務局から説明願います。

事務局振興係

— 説明 — (3)「新型コロナウイルス感染症の状況に伴う農業委員会業務の対応方針（案）」

議 長

ご質問・ご意見はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

質問がないようですので、(3)「新型コロナウイルス感染症の状況に伴う農業委員会業務の対応方針（案）」は、承認いたします。

(午後 2 時 05 分)

議 長

続いて、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。

(1) 農地改良工事（現状変更）届出につきましては、書面での報告とします。

調査報告（机上配布）

(第二調査委員会委員長赤間敬報告)

農地改良工事（現状変更）届出について、調査の結果を報告します。調査委員会を 3 月 18 日に実施いたしました。届出は 2 件ありました。

届出 1 件目は、田 1,115 m²を盛土して畑として利用するものです。市街化調整区域の農振地域外の区域です。本農地は、道路新設工事に伴い水田が狭小化したため、盛土して畑として利用するもので、里芋・ブルーベリー等を栽培する計画です。周辺農地への影響はないと判断しました。盛土工事期間は、4 月 1 日から 4 月 30 日までの約 1 ヶ月です。2 月 24 日に本間昭農地利用最適化推進委員が現地を確認しております。関係書類も整備されております。詳細については別添報告書のとおりです。

届出 2 件目は、田 1,137 m²を盛土して畑として利用するものです。都市計画区域外の農振その他の区域です。本農地は、谷地で水田として管理が困難なため、盛土して畑として利用するもので、イチジク・ネギを栽培する計画です。周辺農地への影響はないと判断しました。盛土工事期間は、4 月 1 日から 9 月 30 日までの約 6 ヶ月です。3 月 3 日に熊谷幸夫農業委員が現地を確認しております。関係書類も整備されております。詳細については別添報告書のとおりです。

議 長

農地改良工事届出につきまして、何か質問等はありませんか。

(全員なし)

議 長

続きまして、(2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出から(7) 売渡あつせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問につい

ては説明後、一括して受けます。

事務局
農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、2ページに記載のとおり、番号4064から4068まで5件の届出がありました。転用目的の内訳は、共同住宅への転用2件、一般住宅・宅地・宅地拡張への転用が各1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、3ページから6ページに記載のとおり、番号5159から5166まで8件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が5件、共同住宅・宅地・駐車場及び資材置場への転用が各1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。続きまして、(4)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、7ページから8ページに記載のとおり12件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっております。続きまして、(5)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、9ページに記載のとおり5件ありました。続きまして、(6)遊休農地に係る農地法第2条第1項の適用を受けない非農地判断については、10ページから23ページに記載のとおり415件ありました。今年度2回目となる非農地判断となりますが、国からの非農地判断の手続きの迅速化の通知を受け、前回から事務局長決裁により処理し報告しているものです。続きまして、(7)売渡あっせん希望農地一覧表ですが、新規が7件ありましたので、一覧表を修正しております。なお、ホームページにも掲載しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願ひします。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(2)から(7)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

次に、(8)「令和3年度農地利用意向調査結果について」と(9)「事務局職員の任免(異動)について」は事務局から報告願ひます。

事務局農地係

— 説明 —(8) 令和3年度農地利用意向調査結果について

事務局振興係

— 説明 —(9) 事務局職員の任免(異動)について

議 長

(8)「令和3年度農地利用意向調査結果について」と(9)「事務局職員の任免(異動)について」、ご質問等はございませんか。

質問等がないようです。これらは報告事項ですので了承願ひたいと思います。以上で報告事項を終了いたします。

(午後2時13分)

議 長	<p>続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。</p> <p>(1)会長報告を私（佐々木均会長）から報告します。資料6をご覧ください。</p>
会 長	<p>（会長報告）</p>
議 長	<p>続きまして、(2)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。</p>
事務局 振興係	<p>(2)事務局からの連絡事項について</p> <p>(ア)女性農業者との情報交換会</p> <p>(イ)令和4年度総会等関連行事予定表</p> <p>(ウ)令和3年度「農業委員会だより」コンクール表彰授与</p> <p>(エ)令和4年度仙台市農業委員会全体会の開催について</p> <p>(オ)4月～5月の予定表</p> <p>(カ)他市町村農業委員会だより等（千葉市、新潟市中央、新潟市西区、盛岡市）</p>
議 長	<p>ご意見、ご質問等はございますか。</p> <p>（意見なし）</p>
議 長	<p>質問等はないようですので、その他について終了いたします。</p> <p>他に何かありますか。</p> <p>なければ以上で全てを終了いたします。</p>
司会：主幹兼 振興係長	<p>閉会のあいさつを嶺岸会長職務代理者からお願いします。</p>
嶺岸会長職務 代理者	<p>以上をもちまして、仙台市農業委員会第47回総会を閉会します。</p> <p>閉 会</p>
	<p>(午後2時28分)</p>